

(平成23年1月26日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	3 件

鹿児島国民年金 事案 677

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 12 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 12 月から 54 年 3 月まで

20 歳になった時に市役所から連絡があり、当時、世話になっていた事業主の奥さんに国民年金の加入手続をしてもらった。年金手帳の性別が「女」になっていたこと、市役所から送ってきた納付書を持って市役所に行き、納付したことを覚えている。領収証はその場でもらい、5 年間は保管するように言われたので持っていたが、その後処分したので今は持っていない。

しかし、納付した記憶があるので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 54 年 3 月 31 日以降に払い出されていることが確認でき、当該時点で申立期間は、現年度納付できる期間であり、国民年金の加入手続後、市役所から送られてきた納付書で国民年金保険料を納付したとする申立人の主張に不自然さは見られない。

また、申立期間は 4 か月間と短期間である上、申立人は、国民年金の加入期間について、申立期間を除き、全ての国民年金保険料を納付（法定免除期間を除く。）しており、納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

鹿児島国民年金 事案 678 (事案 396 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 1 月から 49 年 6 月までの期間及び 49 年 9 月から同年 11 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 1 月から 49 年 6 月まで
② 昭和 49 年 9 月から同年 11 月まで

私は、国民年金保険料の領収書を最初は古い順番に並べてホッチキスで留めたり、ゼムクリップで留めたりしていたが、昭和 51 年の領収書と 59 年の領収書の間挟んでいた 48 年及び 49 年の領収書の破損がひどいため、平成 8 年 9 月の整理時に破棄した。

また、私は、年金手帳を 2 冊所持していたが、1 冊所持していればいいと思い、1 冊を破って捨てたことがある。

私が過去に破棄した領収書や年金手帳の中に、申立期間のものが含まれていたはずであり、全ての期間について国民年金保険料を納めていたはずである。今回の再申立てに際して、新たな資料を添付しているので、再度審議してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、当時居住していた A 市において納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該期間以降の昭和 51 年 1 月に転居先の B 市において払い出されていることが確認でき、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、当該期間の国民年金保険料については、納付できなかったものとするのが自然であるほか、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、国民年金保険料の納付等についての記憶が明確でないため、国民年金の加入状況、保険

料の納付状況等が不明であるとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 1 月 6 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、当委員会の当初の決定を不服として、再申立てを行ったものであるが、申立人が提出した資料に、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

鹿児島国民年金 事案 679 (事案 633 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 8 月から 39 年 2 月までの期間、39 年 8 月から 40 年 2 月までの期間、44 年 7 月から 47 年 12 月までの期間、平成 3 年 7 月から同年 10 月までの期間及び 4 年 1 月から 5 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 8 月から 39 年 2 月まで
② 昭和 39 年 8 月から 40 年 2 月まで
③ 昭和 44 年 7 月から 47 年 12 月まで
④ 平成 3 年 7 月から同年 10 月まで
⑤ 平成 4 年 1 月から 5 年 3 月まで

申立期間③当時は、会社に勤めながら、郵便局などで国民年金保険料を納付していた。一緒に納付していた元同僚は既に亡くなっているが、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

前回、申し立てたときに書いた元同僚は、一緒に国民年金保険料を納付していたわけではなく、納付するときに車で連れて行って来ていた人である。このほかにも、第三者委員会の判断理由に誤りがあるほか、申立期間④及び⑤当時は、集金人に納付していたので、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てのうち、申立期間③については、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 48 年 2 月以降に払い出されていることが確認でき、その時点で、当該期間の一部は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないほか、申立人が申立期間③当時に国民年金保険料と一緒に納付していたとする元同僚は、国民年金への加入記録が無い上、その元同僚は、申立人とは別の県の厚生年金保険適用事業所に勤務しているなど、

申立人の主張と相異している上、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 5 月 24 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、当該期間については、元同僚と一緒に国民年金保険料を納付していたのではなく、納付をする時に車で連れて行っていただけていただけであるほか、前回の判断理由に誤りがあるとして、当委員会に再審議を求めたが、元同僚と一緒に保険料を納付した者として申し立てたのは申立人であること、申立人が主張する町の国民年金被保険者納付記録票に記載された昭和 47 年 4 月から 6 月までの納付済記録は、48 年 1 月から 3 月までの納付済記録の転記誤りと推認できることから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらず、申立人は、申立期間③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

一方、申立期間①及び②については、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 48 年 2 月以降に払い出されていることが確認でき、その時点で、当該期間は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間④及び⑤については、申立人は申立期間④直後の平成 3 年 11 月及び 12 月の国民年金保険料を 5 年 12 月 27 日に過年度納付しており、その時点で、申立期間④は、時効により国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる上、町の国民年金被保険者納付記録票においても申立期間④及び⑤は未納とされているほか、当該期間の領収済通知書も確認できないことから、申立人が申立期間④及び⑤の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②、④及び⑤の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年6月から47年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年6月から47年5月まで

昭和47年6月頃、公務員の妻であった期間（申立期間）の国民年金保険料が遡って納付できるようになったと聞いて、市役所で国民年金保険料を納付したことを覚えており、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和35年10月1日に国民年金の被保険者資格（強制）を取得し、39年6月1日に厚生年金保険に加入することに伴い、国民年金の被保険者資格を喪失していることが確認できることから、申立人は、47年6月28日に国民年金の被保険者資格（任意）を再取得していることが市の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳で確認できることから、申立期間は、国民年金の未加入期間であったものと推認でき、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられるほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和47年6月頃、公務員の妻であった期間（申立期間）の国民年金保険料が納付できるようになったとして市役所で納付したと述べているところ、当該時期は、第1回目の特例納付が行われていた時期であったものの、市の国民年金被保険者名簿の資格得喪欄には、「夫は共済組合で47年6月28日に任意加入」と明記されており、未加入期間であった申立期間について、市が納付書等を発行し、保険料を収納することは考え難い。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。